



《会計・税務の知識》 企業版ふるさと納税！！！！

はじめに

近年、メディア等でも注目されており、日本中に浸透しつつある「ふるさと納税制度」。ご存知の方も多いと思われそうですが、地方自治体に寄附をすると税金の控除が受けられ、さらに、地域の特産品なども貰えるとあって、大人気の節税制度です。今までは「個人」が対象でしたが、今後、利用の対象が企業にも拡大します。注目すべき制度になりますので、本メルマガでご紹介させていただきます

1. 企業版ふるさと納税の概要

平成 28 年度税制改正大綱で、地方再生法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が平成 32 年 3 月 31 日までに同法の地方創生推進寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合には、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置が新たに講じられました。また、寄附額の下限は 10 万円からとし、少額寄附にも対応されています。

なお、平成 28 年度税制改正大綱公表後の平成 28 年 2 月 5 日に閣議決定・国会提出された「地域再生法の一部を改正する法律案」では、同法の施行日を平成 28 年 4 月 1 日としており、同日以後の寄附の一定額について、支出事業年度で税額控除ができることになっています。したがって、予定通りに国会審議が進めば 4 月決算法人が 28 年 4 月期で適用することも考えられます。

2. 企業版ふるさと納税の控除額及び要件

企業が寄附しやすいように税負担の軽減効果が現行と比較して、2 倍に広がりました。現行制度の場合でも、地方公共団体への寄附は全額損金算入可能ですが、“企業版ふるさと納税”では、さらに寄附額の 3 割を法人事業税、法人住民税、法人税から控除できます。具体的には、法人事業税で寄附額の 1 割、法人住民税で寄附額の 2 割を控除できます。法人住民税で控除しきれない分があれば法人税で控除（寄附額の 1 割が限度）できます。（税額控除のまとめ参照）

数値例に当てはめてみますと、1,000 万円寄附することによって、課税所得が 1,000 万円減少し、税額が約 300 万円（1,000 万円×仮税率 30%）減

少し、さらに、約 300 万の税額控除を受けることができます。ただし、企業負担割合が約 4 割あるため、寄附金全額が節税効果を有する訳ではなく、キャッシュアウト（現金流出額）は増加することになります。

なお、対象となる地方公共団体は「地域再生計画」を策定し、国の認定を受けることが必要となります。また、寄附を受ける地方公共団体は、寄附を行う企業に対して、寄附の代償として経済的利益を与えるような次の行為は禁止されています。

- ・寄附額の一部を補助金として供与すること
- ・入札や許認可で便宜を図ること
- ・有利な利率で融資すること

3. 企業版ふるさと納税のまとめ

①税額控除のまとめ

開始事業年度	～H29/3/31		H29/4/1～	
控除額の計算	控除額 ※1	限度額 ※2	控除額 ※1	限度額 ※2
法人事業税	10%	20%	10%	15%
法人道府県民税	5%		2.9%	20%
法人市町村民税	15%		17.1%	

※1. 寄附金の合計額に対する割合

※2. 法人事業税額、法人道府県民税法人税割額、法人市町村民税法人税割額に対する割合

②個人版ふるさと納税との比較

- ・特産品（謝礼品）は受領しにくい。
- ・個人ほど大幅な税控除は期待できない。
- ・地方公共団体が限られている

終わりに

これから実際に運用される制度であり、不確かな部分もごさいますが、注目すべき制度だと思われま。地方自治体を支援することは、税制格差、地方の財政難の改善につながります。また、地方創生に貢献することによって企業イメージの向上にもつながると考えられます。企業の新たな取り組みとして、制度の利用を検討してみたいかがでしょうか。

(担当：佐藤拓也)